

【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書   |
| 【提出先】               | 関東財務局長  |
| 【提出日】               | 平成28年5月13日  |
| 【会社名】               | 株式会社アクロディア  |
| 【英訳名】               | Acrodea, Inc.   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 堤 純也  |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号  |
| 【電話番号】              | 03-5793-1300  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役副社長 國吉 芳夫  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号  |
| 【電話番号】              | 03-5793-1300  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役副社長 國吉 芳夫  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式及び新株予約権証券   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当<br>株式 339,963,000円<br>第7回新株予約権証券 12,598,020円<br>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額<br>852,466,020円 |
|                     | (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。                  |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数      | 内容   |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 897,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式<br>単元株式数 100株 |

(注) 1. 平成28年5月13日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称および住所は次のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額(円)  | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当        |          |             |             |
| その他の者に対する割当 | 897,000株 | 339,963,000 | 169,981,500 |
| 一般募集        |          |             |             |
| 計(総発行株式)    | 897,000株 | 339,963,000 | 169,981,500 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間          | 申込証拠金(円) | 払込期日          |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 379     | 189.5    | 100株   | 平成28年5月30日(月) | -        | 平成28年5月30日(月) |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合には、当該株式にかかる割当を受ける権利は消滅いたします。

4. 申込方法は、申込期間内に、後記、申込取扱場所に申し込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額を払込むものいたします。

##### (3)【申込取扱場所】

| 店名            | 所在地                |
|---------------|--------------------|
| 株式会社アクロディア 本社 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号 |

##### (4)【払込取扱場所】

| 店名              | 所在地                |
|-----------------|--------------------|
| 株式会社みずほ銀行 中目黒支店 | 東京都目黒区上目黒一丁目24番11号 |

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

|         |   |
|---------|---|
| 発行数     | 20,585個(新株予約権1個につき目的となる株式は100株)         |
| 発行価額の総額 | 12,598,020円                             |
| 発行価格    | 新株予約権1個につき612円(新株予約権の目的である株式1株あたり6.12円) |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。                             |
| 申込単位    | 1個                                      |
| 申込期間    | 平成28年5月30日(月)                           |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。                             |
| 申込取扱場所  | 株式会社アクロディア<br>東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号        |
| 払込期日    | 平成28年5月30日(月)                           |
| 割当日     | 平成28年5月30日(月)                           |
| 払込取扱場所  | 株式会社みずほ銀行 中目黒支店                         |

- (注) 1. 株式会社アクロディア第7回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成28年5月13日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。

## (2)【新株予約権の内容等】

|                  |  |
|------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | <p>当社普通株式<br/>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。</p>  |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,058,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>  |
| 新株予約権の行使時の払込金額   | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、408円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>     | <p>852,466,020円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>   |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p>   |

|                              |  |
|------------------------------|--|
|                              | <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金<br/>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>   |
| 新株予約権の行使期間                   | <p>平成28年5月30日から平成31年5月29日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>   |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求受付場所<br/>株式会社アクロディア 管理部<br/>東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所<br/>該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br/>株式会社みずほ銀行 中目黒支店</p>   |
| 新株予約権の行使の条件                  | <p>本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。</p>  |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件         | <p>1. 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金612円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、平成29年5月30日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり612円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項               | <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>  |
| 代用払込みに関する事項                  | <p>該当事項はありません。</p>   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項     | <p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数<br/>残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。<br/>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類<br/>再編成対象会社の普通株式とする。<br/>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数<br/>組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>新株予約権を行使することのできる期間<br/>別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。<br/>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br/>別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。<br/>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。<br/>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件<br/>別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。<br/>譲渡による新株予約権の取得の制限<br/>新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。<br/>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> |
|--|---|

(注) 1. 本新株式及び本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社では、成長分野であるスマートフォン向けプラットフォームソリューション（スマートフォン向けサービスを実現するプラットフォームの提供）やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）に経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。

当社のプラットフォームソリューションの事業展開においては、きせかえ touchやMulti-package Installer for Android等の既存サービスをはじめ、インターホン向けIoTシステムや動画関連サービス等を新たに展開開始し、安定的な収益確保と今後の中長期的な成長基盤の確立を図っております。

コンテンツサービスの事業展開においては、複数のソーシャルゲームやアプリの提供を開始し、売上規模が拡大しております。主要なタイトルである「F A オフィシャルライセンスソーシャルゲーム「サッカー日本代表」シリーズや「野球しようよ ガールズスタジアム」等のスポーツ関連のソーシャルゲームを複数のプラットフォームで展開しております。また、平成28年3月29日には株式会社Xio(東京都新宿区北新宿2-21-1 代表取締役社長 中川 英明)よりゲーム関連事業の一部を譲り受け、現在の当社のコンテンツサービス事業のさらなる成長に向け、売上及び利益を拡大させるとともに当社コンテンツサービスとのシナジー効果を追求し、さらなる企業価値の向上を目指しております。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。当社の現金及び現金同等物の期末（平成28年2月29日）残高は49百万円となり、前期末（連結）から87百万円減少しており、当社の通常の営業活動において平成28年7月までに要する手元資金は72百万円程度となっている状況です。

また、当社は、平成27年8月6日にスマートフォン向けゲーム及びプラットフォームソリューション及びコンテンツサービスの事業展開並びにシナジー効果が見込める事業の取得に係る資金を主目的とした第三者割当による新株式及び新株予約権を発行し、資金調達を行っており、当初の資金使途の通り、新株発行により調達した資金は充当しておりますが、現時点において新株予約権による行使が進んでいないため、資金確保が遅れている状況にあります。なお、当該未行使の新株予約権は、行使可能期間である平成27年8月6日から平成30年8月5日までの間、今後の当社事業の状況に応じて、資金調達的手段を維持していく予定ですが、当該未行使の新株予約権には取得条項があり、平成28年8月6日以降、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、いつでも残存する本新株予約権を取得することが可能となっております。このため、この度の本新株予約権の行使状況及び当社事業の推移等を鑑み、取得した上で買入消却するなどの対応について検討する予定です。また、今後、仮に両新株予約権が行使される市場環境となった場合には、当社の事業進捗に応じて調達を進めてまいりたいと考えておりますが、前回の資金使途から変更となる場合には、改めて適時に開示いたします。

このため、事業拡大のための資金を早期に確保することが必要であるとともに、前回の資金調達の主な用途でもあるスマートフォン向けサービス及びコンテンツの事業展開の加速とシナジー効果の見込める事業取得を進め、スマートフォン関連市場において確固としたシェアを獲得していくことが必要であると考えております。

また、当社の既存のソリューションや当社独自のコンテンツによる事業展開だけでは、その成長速度に限界があり、十分な成長が望めない可能性があります。より成長の速度を上げ早期の黒字化を達成し、高水準の利益を実現していくためには、当社の事業分野とシナジー効果のある事業の取得を積極的に進めていくことが不可欠であると考えております。

このような背景の下、当社は、本日(平成28年5月13日)付「簡易株式交換によるネクスト・セキュリティ株式会社の完全子会社化に関するお知らせ」にて公表のとおり、ネクスト・セキュリティ株式会社(東京都品川区南品川二丁目4番7号 代表取締役 仲西 敏雄 以下、「ネクスト・セキュリティ社」という。)と株式交換契約を締結し、子会社化することを決議しております。

また、当社は本新株予約権の割当予定先であるイー・エム・アイ株式会社(神奈川県横浜市中区羽衣町3-55-1 代表取締役 磯上 恵美子 以下、「イー・エム・アイ社」という。)と共同で新規事業の立ち上げについても計画しております。当該新事業では、イー・エム・アイ社代表取締役の磯上氏が保有するE's株式会社(東京都渋谷区渋谷3-27-15代表取締役 土居 孝俊 以下、「E's社」という。)の既存事業の一部である、女性向けのシェアハウスの管理・運用を主軸に行う不動産事業並びに、磯上氏と同氏が100%株主である株式会社E・MIRAI(神奈川県横浜市中区羽衣町3-55-1 代表取締役 門倉 直行、以下「E・MIRAI社」という。)とで共同保有する株式会社エミシア(東京都港区六本木7-14-7 代表取締役 磯上 恵美子 以下、「エミシア社」という。)の既存事業であるサプリメント等のオーガニック製品の販売及びエステサロンを展開する事業を中核事業とし、さらなる展開として中核事業を活用した人材紹介・派遣やサプリメント・化粧品等のインバウンド向け商品開発、及び当社の強みを生かしたスマートフォン向けのアプリやサービス等を連携し、顧客ニーズに応えるサービス創出を計画しております。イー・エム・アイ社代表取締役の磯上氏はイー・エム・アイ社の全株式を保有しておりますが、当該新規事業の立ち上げに先立ち、上記中核事業を同氏が100%株主である株式会社E・MIRAI社と共同保有するエミシア社に再編する予定です。当社はこの中核事業の再編を受けたエミシア社の株式を取得し、完全子会社化することを計画しております。

これらの事業展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、後述の「調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、ゲーム事業譲受の対価・関連諸費用及び運転資金、ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金及び開発投資資金、新規事業立ち上げに係る株式取得及び運営資金、新規ゲームの開発及び初期プロモーション資金、当社の運転資金及びソリューション事業の開発投資資金の資金調達を行う必要があると判断いたしました。

本調達資金は上述の事業展開等を迅速に進め、事業基盤を強化することにより、黒字基調に至るまでの事業資金として充当する予定であります。

1 磯上恵美子氏の本籍姓は、門倉姓となっております。

(2) 本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の経営戦略において当社が必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達方法としては、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在している状況では難しくまた早期の財務基盤の強化の観点からもエクイティ性の資金が望ましいこと、公募増資という方法は当社の現在の資金ニーズは比較的少額であるため、調達金額に比べてコストが高く、また、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動するMSCBや、資金調達額が変動するMSワラント等については、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、今回の資金調達については、平成28年3月29日付で実行した株式会社Xioからのゲーム事業譲受において、時期と金額が確定した資金調達を行う必要があること、今後の事業拡大に向け必要な資金を機動的に調達できること、当社の自己資本比率が平成28年2月末で7.8%であることから、自己資本比率を早期に引き上げることにより、財務基盤を強化する必要があること、平成28年8月期において純損失を計上する見込みであることから、金利負担が少ない、又は不要な資金調達方法が望ましいこと等を総合的に勘案し、第三者割当の方法を選択いたしました。

本新株予約権の発行による資金調達は、下記(3)に示す特徴をそれぞれ有し、公募増資等のエクイティ・ファイナンス手法と比較しても、当社にとって現時点における最良の選択肢であり、中長期的には既存株主の利益にもかなうと判断いたしました。



本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式の発行により既に支払が確定しているゲーム事業譲受の対価に対し確実な調達を図るとともに早期の事業成長戦略の実行を図ってまいります。当社としてはゲーム事業譲受への支払い等、支払金額が確定している支出については新株式の発行による確実な調達がより望ましいものの、本新株予約権の発行は、当社に対し段階的に投資を行うことができるようにしたいとの割当予定先の意向を反映したものであり、また、本新株予約権は一度に大量の新株式が発行される可能性は低いため、既存株式の希薄化が段階的に進む点では優位性があると判断しております。

### (3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権は、発行当初から行使価額は408円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から2,058,500株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、上記「新株予約権の内容等」の表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。また、平成29年5月30日以降は、取得日の2週間前までに通知をすることにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。かかる取得条項により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

本新株予約権には、上記「新株予約権の内容等」の表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

#### <メリットとなる要素>

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は408円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から2,058,500株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

全割当予定先は当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること

本新株予約権の行使は、その行使の時期(期間)が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること  
上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、取得条項が付されております。

#### <デメリットとなる要素>

本新株予約権の行使が進んだ場合、2,058,500株(本新株予約権の全てが行使価額408円で行使された場合)、既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使請求期間である平成28年5月30日から平成31年5月29日までの3年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと

また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはならないこと  
本新株予約権の各割当予定先は、純投資目的であるため、新株予約権の行使により得た新株式が市場売却されることにより、株価下落圧力となる可能性があること

既存の株主様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

2. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとします。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとします。

5. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとします。

6. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

7. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円）    | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）    |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,192,429,020 | 7,830,000    | 1,184,599,020 |

(注) 1. 上記払込金額は、本株式（339,963,000円）及び本新株予約権の発行価額の総額（12,598,020円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（839,868,000円）を合算した金額であります。

|          | 本株式及び本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額 | 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |
|----------|------------------------------|-------------------------|
| 新株式      | 339,963千円                    | - 千円                    |
| 第7回新株予約権 | 12,598千円                     | 839,868千円               |

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本株式及び本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本株式及び本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本株式及び本新株予約権の発行に関する登記費用4,130千円、価額算定及び調査費用3,000千円、その他諸費用として700千円の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

( ) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式>

| 具体的な使途                             | 金額     | 支出予定時期          |
|------------------------------------|--------|-----------------|
| ゲーム事業譲受の対価・関連諸費用・および運転資金           | 100百万円 | 平成28年5月～平成28年6月 |
| ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金 | 21百万円  | 平成28年6月～平成28年7月 |
| 新規事業立ち上げに係る株式取得資金                  | 90百万円  | 平成28年6月         |
| 当社の運転資金                            | 126百万円 | 平成28年5月～平成28年7月 |

(注) 上記手取金の額は、本株式の発行に際して払い込まれる金額から本新株式の発行諸費用(2,540千円)を差し引いた金額であります。

ゲーム事業譲受の対価・関連諸費用・運転資金

当社は平成28年3月29日に健康コーポレーション株式会社(以下、「健康CP社」という。)の連結子会社Xioの事業の一部として、新宿に社員数約30人、札幌に約20人の拠点を置く形でスマートフォン向けのゲームの自社展開・及びゲームの開発・運営を受託する事業を譲り受けました。当該事業の債権・債務は譲り受けの対象としていないため、本事業は今後利益を見込んでいるものの、売掛金の回収サイト及び新規受注の受託業務の立ち上がりの状況から2カ月程度の人件費・外注費に係る運転資金を必要としております。また、新宿オフィスについては現在健康CP社のオフィスを貸与されている状況であり、6月末を目途に移転することで合意しているため、移転に係る資金を必要としております。これらの理由から、運転資金54百万円、新宿オフィス移転に係る資金22百万円、譲り受けの関連諸費用としてファイナンシャル・アドバイザー費用10百万円、及び6月までの譲り受け対価の支払額14百万円の合計である100百万円を充当いたします。

ネクスト・セキュリティ社のセキュリティ事業の成長を加速するための運転資金・開発投資資金

本新株式及び本新株予約権と同時に決議し、株式交換により取得する予定のネクスト・セキュリティ社は、世界的に通用する海外セキュリティ製品の独占販売権を取得して展開するビジネスを主軸としておりますが、成長を加速するための営業リソースの増強を急ぐとともに、そのセキュリティビジネスを支える製品サポート等の技術人員の確保を必要としております。そのための運転資金として、営業人員及び技術人員7名の採用費17百万円、および初年度の人件費9カ月分37百万円のうちの1ヶ月分4百万円の合計額である21百万円を充当いたします。

新規事業立ち上げに係る株式取得資金

本新株式及び本新株予約権による資金調達を前提として、当社は、本新株予約権の割当予定先であるイー・エム・アイ社と共同で新規事業の立ち上げを計画しております。当該新事業では、イー・エム・アイ社代表取締役の磯上氏が保有するE's社の既存事業の一部である女性向けのシェアハウスの管理・運用を主軸に行う不動産事業並びに、同氏と同氏が100%株主であるE・MIRAI社とで共同保有するエミシア社の既存事業であるサプリメント等のオーガニック製品の販売及びエステサロンを展開する事業を中核事業とし、さらなる展開として中核事業を活用した人材紹介・派遣やサプリメント・化粧品等のインバウンド向け商品開発、及び当社の強みを生かしたスマートフォン向けのアプリやサービス等を連携し、顧客ニーズに応えるサービス創出を計画しております。当該新規事業の立ち上げに先立ち、上記中核事業を同氏が保有するエミシア社に再編する予定です。当社は上記中核事業の再編を受けたエミシア社の株式を取得し、完全子会社化することを計画しており、磯上氏のグループの持つノウハウと当社の上記強みを併せてシナジーを最大化することによって、今後の成長を図る考えです。このため、当社は当該会社の株式取得に係る資金として130百万円、当該会社の運転資金として50百万円の合計180百万円の投資を計画しておりますが、このうち、本新株式発行による資金は、当該会社の株式取得に係る資金に90百万円を充当いたします。

なお、当社は、本株式取得の公正性・妥当性を確保するために、第三者算定機関である株式会社ストリーム(代表取締役:山本 智史、住所:東京都中央区銀座1丁目22番12号、以下「ストリーム」)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社並びに割当予定先であるイー・エム・アイ社、エミシア社及び両社の代表取締役磯上氏との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、株式価値の算定に際して、DCF法、類似上場会社法及び純資産法を検討した結果DCF法を採用し、株式価値の算定結果(114百万円～146百万円)を当社に提出いたしました。なお、ストリームは株式価値の算定に際して、エミシア社が提出した事業価値算定の基礎資料及び一般に公開されている資料が正確かつ完全であることを前提としております。またストリームはその正確性、完全性について何ら調査、検証を実施しておらず、また調査、検証の義務を負うものではなく、これらの資料の不備や重要事実の不開示

に起因する責任を負わないとのことです。また、ストリームが算定にあたって依拠した事業計画その他の資料は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ストリームはその実現可能性を保証するものではありません。

ストリームが算定のベースとしたエミシア社の事業数値は同社再編後の事業計画初年度の数値に基づいており、次のとおりである。

(単位：百万円)

|      | 平成28年6月～平成29年5月 |
|------|-----------------|
| 売上高  | 262             |
| 営業利益 | 28              |

当該計画では、オーガニックサプリ・サロン、およびシェアハウス運営管理を主軸とする不動産事業の2つを売上の中核とし、新たにオーガニック化粧品の販売を加えるとともに、シェアハウス入居者等を中心に人材紹介事業を開始することとしております。

なお、エミシア社の直前の会計年度の業績は次のとおりです。

(単位：百万円)

|       | 平成27年9月期 |
|-------|----------|
| 売上高   | 8        |
| 営業利益  | 24       |
| 経常利益  | 24       |
| 当期純利益 | 24       |

当社は、ストリームから提出を受けた株式価値の算定結果を参考に、財務状況、業績動向等を勘案の上、エミシア社との間で真摯に協議・交渉を行いました。また、エミシア社は、直前期の業績で売上8百万円、純損失24百万円となっておりますが、イー・エム・アイ社の代表取締役磯上氏のグループは長年の不動産事業の実績があり、そのノウハウを導入することによって不動産事業にも大きな成長機会が期待できること等を勘案した結果、当社はエミシア社の再編後の事業計画を合理的であると判断し、現時点において株式価値の評価を130百万円と見積もることは妥当であると考えております。

#### 当社の運転資金・ソリューション事業の開発投資資金

当社は、継続して純損失を計上しており、当社の現金及び現金同等物の期末(平成28年2月29日)残高は49百万円となり、平成28年7月までに不足する当社の運転資金として72百万円を見込んでおります。また、安定的な資金残高を維持するための運転資金額80百万円を見込み、うち55百万円を新株による調達資金で充当します。これら合計額である126百万円を充当いたします。

(注) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

## &lt;本新株予約権&gt;

| 具体的な用途                             | 金額     | 支出予定時期           |
|------------------------------------|--------|------------------|
| ゲーム事業譲受の対価                         | 186百万円 | 平成28年7月～平成29年3月  |
| ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金 | 182百万円 | 平成28年9月～平成31年6月  |
| 新規事業立ち上げに係る株式取得資金及び運転資金            | 90百万円  | 平成28年7月～平成28年12月 |
| 新規ゲームの開発・初期プロモーション資金               | 348百万円 | 平成28年10月～平成29年8月 |
| 当社の運転資金・ソリューション事業の開発投資資金           | 41百万円  | 平成28年9月          |

(注) 上記手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から本新株予約権の発行諸費用(5,290千円)を差し引いた金額であります。

## ゲーム事業譲受の対価

平成28年3月29日に譲り受けたゲーム事業の対価については分割により平成29年3月までに支払を完了することとなっておりますが、平成28年7月から平成29年3月までの支払額及びその消費税を含む合計額である186百万円を充当いたします。

## ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金

本新株式及び本新株予約権と同時に決議し、株式交換により取得する予定のネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金として営業人員及び技術人員7名の初年度人件費9カ月分37百万円のうちの8ヶ月分33百万円を充当いたします。

また、新規製品の開発及びサービスの立ち上げの資金として、備品等購入12百万円、外注費105百万円、新規セキュリティサービス対応スタッフ3名の採用費8百万円及び初年度の人件費24百万円の合計149百万円の支出を計画し充当いたします。

新規製品の開発及びサービスの立ち上げに係る資金は平成28年9月から平成31年6月までに支出することを想定しておりますが、その内訳は次のとおりです。

(百万円)

| 製品・サービス           | 時期               | 備品等 | システム開発<br>(外注費) | 採用費 | 初年度人件費 |
|-------------------|------------------|-----|-----------------|-----|--------|
| 新規セキュリティサービス      | 平成28年9月～平成29年12月 | 12  | 10              | 8   | 24     |
| 脆弱性診断見積システム       | 平成28年10月～平成29年3月 |     | 20              |     |        |
| 新規クラウド化セキュリティサービス | 平成29年4月～平成29年7月  |     | 15              |     |        |
| 脆弱性診断システム         | 平成29年6月～平成30年6月  |     | 30              |     |        |
| 暗号化関連技術           | 平成30年6月～平成31年6月  |     | 30              |     |        |

これら、運転資金33百万円と新規製品の開発及びサービスの立ち上げに係る資金149百万円の合計額である182百万円を充当いたします。

## 新規事業立ち上げに係る株式取得資金及び運転資金

当社は、本新株予約権の割当予定先であるイー・エム・アイ社と共同で新規事業の立ち上げを計画しております。上述の本新株式の手取り金用途である新規事業立ち上げに係る株式取得資金に記載のとおり、当社は当該会社の株式取得に係る資金として130百万円、当該会社の運転資金として50百万円の合計180百万円の投資を計画しております。このうち、本新株式予約権の発行による資金は、当該会社の株式取得資金として分割して支払うこととしている40百万円及び当該事業の運転資金に50百万円、合計90百万円を充当いたします。

#### 新規ゲームの開発・初期プロモーション資金

当社は、集客のしやすい知名度がある有力キャラクター等をライセンス取得し3Dを駆使したスマートフォン向けの新規ゲームの開発を平成28年度に目指し、開発及び初期プロモーションに総額348百万円を投資する計画です。その内訳として、内製するゲームアプリケーションの開発に係る人件費184百万円、3D制作に係る外注費54百万円、初期プロモーションのための広告宣伝費としてテレビ等の媒体での広告宣伝に100百万円、ゲームの事前登録サイト掲載に係る費用に100百万円を想定しております。これらの合計額である348百万円を充当いたします。

#### 当社の運転資金・ソリューション事業の開発投資資金

平成28年9月に支払を予定する当社ソリューション事業のソリューション開発投資資金として、スポーツ競技向け新規センサー活用商品の開発に係る外注費3百万円、スマートフォン向けの新規ユーザーインターフェース関連技術の開発に係る外注費10百万円、及び不動産仲介業者向けに生産性向上を図るための新規サービスの開発に係る外注費3百万円の合計額である16百万円を計画しております。また、安定的な資金残高を維持するための運転資金額80百万円のうち、新株式による調達分である55百万円を除く25百万円の充当を計画しております。このため、これらの合計額である41百万円を充当いたします。

- (注1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。
- (注2) 本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の特約行使状況等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、これにより、当社の事業の投資計画に悪影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には、上記乃至の各充当資金のうち、確定債務として支払時期の到達するものから優先して充当することとした上で、上記資金使途に記載した当社の外注費・人件費や子会社の運転資金・開発投資資金の支出の時期、金額を調整すること、及び借り入れ等の方法により対応する予定です。

#### ( ) 資金使途の合理性に関する考え方

当社では、スマートフォン向けプラットフォームソリューション(スマートフォン向けサービスを実現するプラットフォームやクラウドサービスの提供)やコンテンツサービス(スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供)に経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。

コンテンツサービスの事業においては、現在、複数のゲームを展開しており、売上が拡大しており、当社の成長事業の一つとなっております。このような状況の下、当社は平成28年3月29日に株式会社Xioから一部事業を譲り受けました。当該譲受事業であるゲーム関連事業により、当社はゲームの自社開発・企画・運営についてのノウハウ・リソースを大幅に拡充しており、今後、当社のコンテンツサービスにおけるゲーム事業の成長のさらなる加速を目指しております。

さらに、当社は、ゲーム等のコンテンツサービスに加え、スマートフォン向けのソリューション開発及び提供にも注力しております。本件資金調達に併せて進めております株式交換によるネクスト・セキュリティ株式会社の完全子会社化は、今後大きな成長が見込めるBtoB分野を中心に展開するセキュリティ関連事業を取得するもので、長年にわたる携帯電話キャリアやメーカーとの取引を続け、取り組んできた成果である当社のプラットフォームビジネスに大きなシナジーの見込めるセキュリティ事業を新たな主軸として追加するものです。

当社は、本新株および新株予約権の発行により調達した資金を上記「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当面の資金需要を満たし継続的に事業を行うとともに上記の当社成長戦略を実現し、これまで安定的な収益はあるものの成長に課題のあったプラットフォーム関連事業に市場成長が見込まれるBtoB向けのセキュリティ事業を加え、さらに新規事業の立ち上げを図ることにより、大幅な成長を同時に実現してまいります。

これにより、当社の収益機会を大幅に拡大するとともに、自己資本の充実が期待できると考えております。よって、上記の資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

(株式及び新株予約権の割当予定先)

( )株式会社イー・エム・アイ

##### a 割当予定先の概要

|              |                |
|--------------|----------------|
| 名称           | 株式会社イー・エム・アイ   |
| 本店の所在地       | 横浜市中区羽衣町3-55-1 |
| 代表者の役職・氏名    | 代表取締役 磯上 恵美子 2 |
| 事業内容         | 不動産事業等         |
| 資本金          | 50,000,000円    |
| 主たる出資者及び出資比率 | 磯上 恵美子 100%    |

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

|           |             |
|-----------|-------------|
| 出資関係      | 該当事項はありません。 |
| 人事関係      | 該当事項はありません。 |
| 資金関係      | 該当事項はありません。 |
| 技術または取引関係 | 該当事項はありません。 |

1 当該割当予定先は、本新株予約権の割当予定先となっております。

2 磯上恵美子氏の本籍姓は、門倉姓となっております。

( )株式会社和円商事

##### a 割当予定先の概要

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 名称           | 株式会社和円商事         |
| 本店の所在地       | 東京都中央区日本橋久松町9-12 |
| 代表者の役職・氏名    | 代表取締役 本多 敏行      |
| 事業内容         | プラスチック再生事業等      |
| 資本金          | 90,000,000円      |
| 主たる出資者及び出資比率 | 本多 敏行 100%       |

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

|           |             |
|-----------|-------------|
| 出資関係      | 該当事項はありません。 |
| 人事関係      | 該当事項はありません。 |
| 資金関係      | 該当事項はありません。 |
| 技術または取引関係 | 該当事項はありません。 |

当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

( ) 松田 純弘

## a 割当予定先の概要

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 氏名    | 松田 純弘                               |
| 住所    | 東京都杉並区                              |
| 職業の内容 | 合同会社エムフラッグ 代表社員<br>(東京都渋谷区桜丘町17-20) |

## b 提出者と割当予定先との間の関係

|           |             |
|-----------|-------------|
| 出資関係      | 該当事項はありません。 |
| 人事関係      | 該当事項はありません。 |
| 資金関係      | 該当事項はありません。 |
| 技術または取引関係 | 該当事項はありません。 |

当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

( ) 吉澤 弘晃

## a 割当予定先の概要

|       |   |
|-------|---|
| 氏名    | 吉澤 弘晃   |
| 住所    | 群馬県太田市  |
| 職業の内容 | 株式会社フォレストコーポレーション 代表取締役<br>(住所：群馬県太田市東新町59-1) |

## b 提出者と割当予定先との間の関係

|           |             |
|-----------|-------------|
| 出資関係      | 該当事項はありません。 |
| 人事関係      | 該当事項はありません。 |
| 資金関係      | 該当事項はありません。 |
| 技術または取引関係 | 該当事項はありません。 |

当該割当予定先は、本新株式の割当予定先となっております。

( ) 岡田 努

## a 割当予定先の概要

|       |   |
|-------|---|
| 氏名    | 岡田 努  |
| 住所    | 東京都目黒区  |
| 職業の内容 | 株式会社バックスグループ 代表取締役社長<br>(住所：東京都渋谷区恵比寿1-19-19) |

## b 提出者と割当予定先との間の関係

|           |             |
|-----------|-------------|
| 出資関係      | 該当事項はありません。 |
| 人事関係      | 該当事項はありません。 |
| 資金関係      | 該当事項はありません。 |
| 技術または取引関係 | 該当事項はありません。 |

当該割当予定先は、本新株予約権の割当予定先となっております。



c. 割当予定先の選定理由

( ) 株式会社イー・エム・アイ

割当予定先である株式会社イー・エム・アイ社は、不動産事業を中心にM&Aなどの投資を含む事業の多角化を図っております。同社は、当社の出資先でイオングループの不動産仲介事業であるイオンハウジングのフランチャイズ展開を手掛ける株式会社フォーメンバーズ（東京都中央区新川2-20-7）の代表者である矢野晃教氏から紹介を受け、平成28年2月頃から、当社との事業シナジーを見込んだ業務提携を検討するために相互に情報交換をするなかで、当社の組織再編として、ネクスト・セキュリティ社を子会社化する計画を含む事業計画等を説明したところ、投資の意向を受けました。同社には当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、出資については、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

( ) 株式会社和円商事

割当予定先である株式会社和円商事は、同社代表者本多敏行氏とイー・エム・アイ社の代表者磯上恵美子氏が以前からの知人であることから、イー・エム・アイ社から平成28年4月に紹介を受け、本多敏行氏らと当社堤代表取締役及び國吉取締役が面談して当社の組織再編を含む事業計画等を説明し、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

( ) 松田 純弘

割当予定先である松田純弘氏は、株式会社和円商事代表者本多敏行氏の以前からの知人であったことから、本多氏から平成28年5月に紹介を受け、松田氏と当社堤代表取締役及び國吉取締役が面談して当社の組織再編を含む事業計画等を説明し、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

( ) 吉澤 弘晃

割当予定先である吉澤弘晃氏は、イー・エム・アイ社代表者磯上恵美子氏の以前からの知人であることから、イー・エム・アイ社から平成28年4月に紹介を受け、当社堤代表取締役及び國吉取締役がイー・エム・アイ社と面談して同社を通じて当社の組織再編を含む事業計画等を説明し、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただきました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

( ) 岡田 努

割当予定先である岡田努氏は、当社が経営に関するコンサルティングを依頼している株式会社ウェルズプラザ（東京都中央区日本橋久松町4-10）の代表取締役である新井章生氏から当社新規事業に関して紹介を受け、平成27年1月頃から、当該事業のマーケティングに係る情報交換等を不定期の面談の中でしておりました。平成28年2月頃から、当社の組織再編を含む事業計画等を説明したところ、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上で、出資の意向を受けました。そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認しております。

d. 割り当てようとする株式の数

| 名称               | 株式数   |
|------------------|---|
| ( ) 株式会社イー・エム・アイ | 本新株予約権 5,882個（その目的となる株式588,200株）                  |
| ( ) 株式会社和円商事     | 本新株式 527,700株<br>本新株予約権 4,901個（その目的となる株式490,100株） |
| ( ) 松田 純弘        | 本新株式 263,800株<br>本新株予約権 7,352個（その目的となる株式735,200株） |
| ( ) 岡田 努         | 本新株予約権 2,450個（その目的となる株式245,000株）                  |
| ( ) 吉澤 弘晃        | 本新株式 105,500株                                     |

e．株券等の保有方針

各割当予定先の保有方針に関しましては、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、基本的に純投資とのことであります。割当予定先からは、当社の事業の進捗状況等を鑑み新株予約権の行使を進めることを検討し、その時期の株価や出来高次第では売却を行う可能性があるとのことであります。株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨確認しております。

なお、当社は、本新式の各割当予定先より、本新株式の発行日である平成28年5月30日から2年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

( )株式会社イー・エム・アイからは、預金通帳の写しを受領して、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使の一部に係る財産を有することを確認しております。なお、当該資金は一部が内部留保及び一部が代表者からの借入であり、代表者の当該資金は自己資金であると聞いております。また本新株予約権の行使に要する資金の一部については本新株予約権行使で取得する当社株式の売却によって行使資金を調達するとのことであり、財産確認として問題ないと判断しました。

( )株式会社和円商事からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は内部留保に由来していると聞いております。また本新株予約権の行使に要する資金の一部については本新株予約権行使で取得する当社株式の売却によって行使資金を調達するとのことであり、財産確認として問題ないと判断しました。

( )松田純弘氏からは、残高証明書の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に係る財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は自己資金であると聞いております。また本新株予約権の行使に要する資金の一部については本新株予約権行使で取得する当社株式の売却によって行使資金を調達するとのことであり、財産確認として問題ないと判断しました。

( )吉澤弘晃氏からは、預金通帳の写しを受領して、本新株式の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は自己資金であると聞いております。

( )岡田努氏からは、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に必要な資金を日本もち株式会社（埼玉県越谷市蒲生旭町3-4 代表取締役 佐々治雄）からの借入れにより調達すると聞いております。日本もち株式会社については、預金通帳の写しを受領して、十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、日本もち株式会社は、岡田努氏の紹介者である新井章生氏が岡田努氏に紹介し、今回の融資を実行することとなりました。

g．割当予定先の実態

当社は、各割当予定先と直接面談・ヒアリングを実施し、各割当予定先並びにその役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、株式会社イー・エム・アイ及び株式会社和円商事からは同社並びにその役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係の有していない旨の確認書を受領しております。

また、割当予定先であるイー・エム・アイ社、和円商事、岡田努氏、吉澤弘晃氏については、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼いたしました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、各割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。また、割当予定先である松田純弘氏については、第三者調査機関であるレストルジャパン21株式会社（東京都千代田区岩本町1-6-7 代表取締役社長 石井健）に調査を依頼いたしました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、各割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による各割当予定先に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、各割当予定先が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

以上から総合的に判断し、各割当予定先並びにその役員及び主要株主については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

#### 本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（平成28年5月12日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に0.93を乗じた金額である379円といたしました。

取締役会決議の前営業日における終値に0.93を乗じた金額を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社は継続企業の前提に関する事項の注記がある状況であり当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、各割当予定先のディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案すると、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成28年5月12日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である410円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して7.5%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である354円に対して7.3%、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である370円に対して2.5%上回る金額です。

なお、本発行価額は、当社を取巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価を考慮し、第三者割当増資決議日の前日営業日の東京証券取引所における当社株式の終値に0.93を乗じた額の価額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な価額であると認識しております。また、本日開催の当社取締役会にて監査役2名（うち社外監査役1名）が、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成28年5月12日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が合意した旨を本日開催の取締役会において、表明しております。

#### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂一丁目6番2号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（408円）、ボラティリティ（113.9%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（-0.3%）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとする。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。）及び、権利行使の数量（1取引日当たり過去3年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%）に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、この評価（本新株予約権1個あたり612円）を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金612円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年5月12日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（408円）に相当する金額としました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役2名（うち社外監査役1名）が、本新株予約権の発行については、平成28年5月12日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が合意した旨を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー

が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当による新規発行株式数897,000株(議決権数8,970個)に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,058,500株(議決権数20,585個)を合算した株式数は、2,955,500(議決権数29,555個)であり、平成28年5月12日現在の当社発行済株式総数14,506,193株及び議決権数145,061個を分母とする希薄化率は20.37%(議決権ベースの希薄化率は20.37%)に相当します。

なお、当社は平成28年5月13日の取締役会において、本新株式及び本新株予約権の募集と並行して、有償ストック・オプションの発行による新株予約権の募集を決定し、同日有価証券届出書を提出しております。当該有償ストック・オプションに係る新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数367,600株(議決権数3,676個)を合算した株式数は、3,323,100株(議決権数33,231個)であり、平成28年5月12日現在の当社発行済株式総数14,506,193株及び議決権数145,061個を分母とする希薄化率は22.91%(議決権ベースの希薄化率は22.91%)に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の「調達する資金の具体的な用途」のとおり、株式会社Xioからのゲーム事業譲受の対価・関連諸費用及び運転資金、ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金及び開発投資資金、新規事業立ち上げに係る株式取得資金及び運転資金、新規ゲームの開発及び初期プロモーション資金、当社の運転資金及びソリューション事業の開発投資資金に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化は、当社の業績回復につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去6ヶ月間(平成27年11月～平成28年4月)における1日当たり平均出来高は453,092株であり一定の流動性を有していること、及び当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではないと考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

## (1) 新株式の発行後

| 氏名又は名称              | 住所                 | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数<br>に対する所有議決権数<br>の割合 | 割当後の所<br>有株式数<br>(株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合 |
|---------------------|--------------------|--------------|----------------------------|----------------------|--|
| 堤 純也                | 東京都港区              | 790,700      | 5.45%                      | 790,700              | 5.13%                                  |
| 株式会社和円商事            | 東京都中央区日本橋久松町9-12   | -            | -                          | 527,700              | 3.43%                                  |
| K D D I 株式会社        | 東京都新宿区西新宿2-3-2     | 430,000      | 2.96%                      | 430,000              | 2.79%                                  |
| 株式会社バンダイナムコホールディングス | 東京都港区芝5-37-8       | 300,000      | 2.07%                      | 300,000              | 1.95%                                  |
| 松田 純弘               | 東京都杉並区             | -            | -                          | 263,800              | 1.71%                                  |
| 楽天証券株式会社            | 東京都世田谷区玉川1-14-1    | 197,100      | 1.36%                      | 197,100              | 1.28%                                  |
| 松井証券株式会社            | 東京都千代田区麹町1-4       | 167,500      | 1.15%                      | 167,500              | 1.09%                                  |
| 日本証券金融株式会社          | 東京都中央区日本橋茅場町1-2-10 | 152,400      | 1.05%                      | 152,400              | 0.99%                                  |
| 株式会社S B I証券         | 東京都港区六本木1-6-1      | 127,300      | 0.88%                      | 127,300              | 0.83%                                  |
| 吉澤 弘晃               | 群馬県太田市             | -            | -                          | 105,500              | 0.68%                                  |
| 計                   |                    | 2,165,000    | 14.92%                     | 3,062,000            | 19.88%                                 |

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年2月29日現在の株主名簿を基に平成28年5月12日までの新株予約権の行使による株式増加分(86,000株)を反映しております。
2. 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の所有議決権数の割合については、平成28年2月29日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式の数を加えた株式数によって算出しております。
4. 各割当予定先については、本新株式の発行により取得する株式の長期保有を約していないことから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。
5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## (2) 新株式の発行及び新株予約権が全て行使された後

| 氏名又は名称              | 住所                 | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数<br>に対する所有<br>議決権数の<br>割合 | 割当後の所<br>有株式数<br>(株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合 |
|---------------------|--------------------|--------------|--------------------------------|----------------------|--|
| 株式会社和円商事            | 東京都中央区日本橋久松町9-12   | -            | -                              | 1,017,800            | 5.83%                                  |
| 松田 純弘               | 東京都杉並区             | -            | -                              | 999,000              | 5.72%                                  |
| 堤 純也                | 東京都港区              | 790,700      | 5.45%                          | 790,700              | 4.53%                                  |
| 株式会社イー・エム・アイ        | 横浜市中区羽衣町3-55-1     | -            | -                              | 588,200              | 3.37%                                  |
| K D D I 株式会社        | 東京都新宿区西新宿2-3-2     | 430,000      | 2.96%                          | 430,000              | 2.46%                                  |
| 株式会社バンダイナムコホールディングス | 東京都港区芝5-37-8       | 300,000      | 2.07%                          | 300,000              | 1.72%                                  |
| 岡田 努                | 東京都目黒区             | -            | -                              | 245,000              | 1.40%                                  |
| 楽天証券株式会社            | 東京都世田谷区玉川1-14-1    | 197,100      | 1.36%                          | 197,100              | 1.13%                                  |
| 松井証券株式会社            | 東京都千代田区麹町1-4       | 167,500      | 1.15%                          | 167,500              | 0.96%                                  |
| 日本証券金融株式会社          | 東京都中央区日本橋茅場町1-2-10 | 152,400      | 1.05%                          | 152,400              | 0.87%                                  |
| 計                   |                    | 2,037,700    | 14.05%                         | 4,887,700            | 27.99%                                 |

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年2月29日現在の株主名簿を基に平成28年5月12日までの新株予約権の行使による株式増加分(86,000株)を反映しております。
2. 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の所有議決権数の割合については、平成28年2月29日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株式の数及び本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。
4. 本新株予約権の割当予定先の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。
5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として各割当予定先にて保有されます。各割当予定先については、本新株予約権の行使により取得する株式の長期保有を約していないことから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。
6. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第11期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出日（平成27年11月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までの間において、次のとおり資本金が減少及び増加しております。

| 年月日                               | 発行済株式総数<br>増減数（株） | 発行済株式総<br>数残高（株） | 資本金増減額<br>（千円） | 資本金残高<br>（千円） | 資本準備金増<br>減額（千円） | 資本準備金残<br>高（千円） |
|-----------------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成28年1月6日<br>（注）1                 | -                 | 14,420,193       | 3,074,067      | 101,750       | 2,920,002        | 120,014         |
| 平成28年3月15日～<br>平成28年3月16日<br>（注）2 | 86,000            | 14,506,193       | 10,750         | 112,500       | 10,750           | 130,764         |

（注）1. 平成27年11月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成28年1月6日付で、資本金3,074,067千円及び資本準備金2,920,002千円をその他資本剰余金に振替え、振替え後のその他資本剰余金5,994,070千円を繰越利益剰余金に振替えることにより欠損填補を行っております。

2. 平成28年3月1日から平成28年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が86,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,750千円増加しております。

### 2. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第11期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成27年11月27日提出）、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年5月13日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

### 3. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報の有価証券報告書（第11期）の提出日以降、本届出書提出日（平成28年5月13日）までに、以下の臨時報告書を提出しており、その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

平成27年11月27日提出の臨時報告書

#### 1 [提出理由]

平成27年11月26日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 [ 報告内容 ]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年11月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

資本金の額の減少の内容

(1) 平成27年8月31日現在の資本金及び資本準備金の額

資本金 3,174,067,341円

資本準備金 3,038,267,338円

(2) 減少する資本金の額及び資本準備金の額

資本金 3,074,067,341円

資本準備金 2,920,002,947円

(3) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,994,070,288円

(4) 減少後の資本金及び資本準備金の額

資本金 100,000,000円

資本準備金 118,264,391円

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,994,070,288円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,994,070,288円

(3) 処分後の剰余金の額

その他資本剰余金 0円

繰越利益剰余金 0円

第2号議案 定款一部変更の件

当社株式の流動性の向上及び将来の機動的な資金調達を可能とするために、発行可能株式総数を変更するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人物の招聘を容易にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、第29条(取締役の責任軽減)第2項及び第38条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

堤純也、國吉芳夫、桑原崇、八田武彦、加藤隆哉の5氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

フロンティア監査法人を会計監査人に選任するものであります。



(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 83,501 | 2,401 | -     | (注)1 | 可決 96.21       |
| 第2号議案 | 79,477 | 6,427 | -     | (注)2 | 可決 91.57       |
| 第3号議案 |        |       |       |      |                |
| 堤 純也  | 82,447 | 3,442 | -     | (注)3 | 可決 95.01       |
| 國吉 芳夫 | 82,647 | 3,242 | -     |      | 可決 95.24       |
| 桑原 崇  | 82,253 | 3,636 | -     |      | 可決 94.78       |
| 八田 武彦 | 82,474 | 3,415 | -     |      | 可決 95.04       |
| 加藤 隆哉 | 82,436 | 3,453 | -     |      | 可決 95.00       |
| 第4号議案 | 83,853 | 2,058 | -     | (注)1 | 可決 96.60       |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

平成28年2月23日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成28年2月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

イ 銘柄 株式会社アクロディア 第19回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

7,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。)

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、308円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(代表取締役:小幡治、住所:東京都港区元赤坂一丁目6番2号)に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件(業績条件)を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社終値267円/株、株価変動率106.3%(年率)、配当利率0.0%(年率)、安全資産利率 0.2%(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額267円/株、満期までの期間3.8年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

(3) 発行価額の総額

189,056,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式)とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金267円(本新株予約権の発行決議日の前日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所市場における当社株式普通取引の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成28年12月1日から平成31年11月30日(但し、(7)に定める規定により本新株予約権を行使しなければならない場合において、その期日が平成29年11月30日を超える場合は、その期日。また、本新株予約権の満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日。)までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記、(a)及び(b)をいずれも満たした場合に対象新株予約権を行使することができる。

(a) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成28年8月期の事業年度にかかる当社損益計算書において、売上が1,947百万円以上となった場合。

(b) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成28年8月期の事業年度にかかる当社貸借対照表において、有利子負債の金額が336百万円以下となった場合。

なお、有利子負債は次の算式により計算されるものとする。

有利子負債 = 短期借入金 + 1年内償還予定の社債 + 社債 + 長期借入金

新株予約権者は、上記の行使の条件を満たした場合において、権利行使期間の開始日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも取締役会決議日前日終値に300%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を上回った場合、普通取引終値が当該価格を上回った日以降、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を1年以内に行使しなければならないものとする。

割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも取締役会決議日前日終値に30%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回った場合、上記の条件を満たしている場合及び上記の条件を満たしている場合のいずれの場合でも、新株予約権者は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

その他の行使条件は、当社と新株予約権との間で締結される割当契約において定める。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 勧誘の相手方の人数及びその内訳

|       |    |                  |
|-------|----|------------------|
| 当社取締役 | 3名 | 6,790個(679,000株) |
| 当社従業員 | 6名 | 210個(21,000株)    |
| 合計    | 9名 | 7,000個(700,000株) |

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

へ 新株予約権の割当日

平成28年3月9日

平成28年3月9日提出の臨時報告書の訂正報告書

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成28年2月23日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「勧誘の相手方の人数及びその内訳」が平成28年3月9日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正内容]

訂正箇所は下線で示しております。

ハ 勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

|       |            |                          |
|-------|------------|--------------------------|
| 当社取締役 | 3名         | <u>6,790</u> 個(679,000株) |
| 当社従業員 | <u>6</u> 名 | 210個(21,000株)            |
| 合計    | <u>9</u> 名 | 7,000個(700,000株)         |

(訂正後)

|       |            |                          |
|-------|------------|--------------------------|
| 当社取締役 | 3名         | <u>6,830</u> 個(683,000株) |
| 当社従業員 | <u>4</u> 名 | 170個(17,000株)            |
| 合計    | <u>7</u> 名 | 7,000個(700,000株)         |

平成28年4月28日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成28年3月29日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社の連結子会社である株式会社X i o(以下、「X i o」という。)が運営するゲーム関連事業の一部を譲受けることについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

当社は、平成28年3月29日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社の連結子会社である株式会社X i oが運営するゲーム関連事業の一部を譲受けることについて決議し、同日事業譲渡契約を締結しました。

1. 譲受ける相手会社

|               |                              |
|---------------|------------------------------|
| (1) 名称(所在地)   | 株式会社X i o(東京都新宿区北新宿二丁目21番1号) |
| (2) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 中川 英明                |
| (3) 事業内容      | ゲームの企画・開発・運営、IT支援・ソフトウェア開発   |
| (4) 資本金       | 10百万円                        |

2. 対象となった事業の内容

ゲームソフトの受託開発事業、受託運営事業、共同開発事業及び自社開発運営事業

3. 事業の譲受の理由

株式会社X i oは、ゲームソフトの受託開発、受託運営、共同開発、及び自社開発運営事業を行っております。同社の受託開発・運営事業においては、幅広いジャンルで高い開発・運営実績とノウハウを保有しており、当社のゲーム・アプリ開発・運営部門を補完することで社内リソースの効果的運用と収益性向上を図ります。また、自社開発運営事業においては、新規ソーシャルゲームを自社開発することで、さらにゲームやアプリのラインアップを充実させてまいります。当該事業の譲受により、当社コンテンツサービスとのシナジー効果を追求し、当社のコンテンツサービス事業のさらなる成長と企業価値の向上を目指してまいります。

4. 譲受日 平成28年3月29日

5. 企業結合の法的形式 現金を対価とする事業譲受

6. 譲受対価 185百万円(予定)

7. 譲受ける資産及び負債の額  
ソフトウェア資産 23百万円(予定)

8. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。

平成28年5月13日提出の臨時報告書

1 [ 提出理由 ]

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、ネクスト・セキュリティ株式会社(以下、「ネクスト・セキュリティ社」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [ 報告内容 ]

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |   |
|--------|---|
| 商号     | ネクスト・セキュリティ株式会社   |
| 本店の所在地 | 東京都品川区南品川二丁目4番7号  |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 仲西 敏雄   |
| 資本金の額  | 1百万円(平成28年3月31日現在)  |
| 純資産の額  | 1百万円(平成28年3月31日現在)  |
| 総資産の額  | 1百万円(平成28年3月31日現在)  |
| 事業の内容  | ITセキュリティ製品販売、セキュリティコンサルティング、セキュリティマネージメントサービス、セキュリティバリュースervice |

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

ネクスト・セキュリティ社は、平成27年12月に設立したため、直近の決算期において売上及び利益は計上されておりません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| 大株主の氏名又は名称   | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%) |
|--------------|---------------------------|
| ネクスト・イット株式会社 | 50.00                     |
| 仲西 敏雄        | 50.00                     |

## 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

|      |                 |
|------|-----------------|
| 資本関係 | 特筆すべき事項はございません。 |
| 人的関係 | 特筆すべき事項はございません。 |
| 取引関係 | 特筆すべき事項はございません。 |

## (2) 本株式交換の目的

当社はスマートフォン向けのコンテンツサービス及びソリューションを提供しており、中長期的成長に向け市場拡大の見込める分野に展開を図っております。

今日、情報システムやインターネットは、企業や組織の運営に欠かせないものとなっており、企業や組織にとって、情報セキュリティに対するリスクマネジメントは重要な経営課題のひとつとなっています。また、サイバー攻撃が高度化しているとともに、国内ではマイナンバー制度の開始により個人情報保護等、情報セキュリティ対策の必要性がますます高まっています。

このような状況の下、当社は、セキュリティ関連事業を行うネクスト・イット株式会社(以下、「ネクスト・イット社」という)とセキュリティソリューションの販売に関する業務提携契約を締結し、相互の営業基盤・事業エリアを活用し、重要インフラ・モバイル関連市場をターゲットセグメントとするセキュリティ製品及びサービスの販売・サポート・マーケティングを行っております。

この度、当社は、ネクスト・イット社の連結子会社であるネクスト・セキュリティ社を子会社化することにより、当社のスマートフォン向け事業における強みを生かし新たな市場開拓を図ることで、中長期的な事業成長を見込み、本株式交換を検討するに至りました。

当社は、本株式交換により当社が本年度より開始しているセキュリティ関連事業の広範囲な事業展開を強化するとともに、両社のリソースの共有及び有効活用等、相互の強みを生かしたシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

## (3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

## 本株式交換の方法

平成28年5月13日に締結した株式交換契約に基づき、平成28年6月13日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ネクスト・セキュリティを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

## 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名            | 当社<br>(完全親会社) | ネクスト・セキュリティ<br>(完全子会社) |
|----------------|---------------|------------------------|
| 株式交換比率         | 1             | 4.9                    |
| 株式交換により交付する株式数 | 普通株式：245,000株 |                        |

(注) 当社は本株式交換に際して、新たに普通株式245,000株を発行し、ネクスト・セキュリティの株式1株に対して、当社普通株式4.9株を割当交付いたします。

その他の株式交換契約の内容  
当社が、ネクスト・セキュリティとの間で平成28年5月13日付で締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

## 株式交換契約

株式会社アクロディア(東京都渋谷区恵比寿1-20-22 代表取締役 堤純也 以下「甲」という。)とネクスト・セキュリティ株式会社(東京都品川区南品川2-4-7 代表取締役 仲西敏雄 以下「乙」という。)とは、次のとおり、株式交換契約を締結する。

### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、会社法第767条に定める株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行う。

### 第2条(効力発生日)

本件株式交換が、その効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成28年6月13日とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、甲乙協議のうえ書面により合意することにより、これを変更することができる。

### 第3条(株式の割当交付)

甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された各株主に対し、その保有する乙の株式数に4.9を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

### 第4条(増加すべき資本金及び資本準備金の額)

本件株式交換に際して、増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の定めに従い、甲が別途適当に定める金額とする。

### 第5条(表明保証)

乙は、甲に対し、本契約締結日及び効力発生日において以下の事項につき誤りがないことを表明及び保証する。

#### 1.(設立と存続)

乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有する。

#### 2.(財政状態)

乙は、支払停止の状態ではない。また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の法的倒産手続の開始の申立はされておらず、これらの法的倒産手続の開始原因となる事実はない。

#### 3.(株式)

乙の授権株式数は、普通株式10万株であり、そのうち発行済株式の総数は5万株であり、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みの普通株式である。これらの普通株式を除き、対象会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他潜在株式は存在しない。何人も、乙に対して、乙の株式、新株予約権、新株予約権付社債を取得する権利を有していない。また、発行済株式のすべてについて先取特権、質権その他の担保権、請求権等その他一切の負担は存在しない。

#### 4.(株主名簿)

乙の株主は、甲に提供された株主名簿のとおりであり、名義株主又は他人名義の株主は存在せず、株主に反社会的人物は存在しない。

#### 5.(乙の財務状態)

乙は、甲に提供された財務諸表その他の決算書に記載されている資産、負債を、適正に保有している。

#### 6.(法令の遵守)

乙並びにその役員及び従業員は、法令、規則、条例、通達、政府当局の命令等を重要な点において遵守してその営業を行っており、乙の資産、負債、事業又は営業に重大な悪影響を及ぼすような行為は行っておらず、行うべき行為の不作为はない。

#### 7.(未払い給与等)

乙は、その従業員に対して未払いの賃金、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しない。

#### 8.(第三者の権利の侵害)

乙は、第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していない。

#### 9.(訴訟及び手続)

( )乙に対する裁判所、監督官庁その他の当局の命令、判決、差止命令で現に効力を有するもの、及び( )乙に対する訴訟若しくは保全又は行政上若しくは仲裁の手続で係属中のもの又は( )若しくは( )にいたるおそれのある事由は存在しない。

#### 10.(税金)

乙は、国内及び海外の適用法令の下で必要となる税務申告の全てを、遅滞なく該当する税務当局に対して行ってきており、納付期限の到来した全ての税金は支払済みである。乙の事業、財産、資産に関し税務上の差押、保全差押その他の滞納処分は存在せず、また、かかる差押、保全差押その他滞納処分を受けるおそれのある事由は存在しない。

#### 11.(資産)

乙は、乙の所有の資産に関する一切の管理処分権限を保有し、かつ所有権及び賃借権にかかる對抗要件を具備している、これらについて、訴訟、調停、仲裁その他形式を問わず係争は一切存在しない。

#### 12.(正確な開示)

乙は、甲に対し、重要な事実を全て開示している。また、乙から甲に開示された事実(提出された情報、書類、磁気テープ、コンピューター・テープその他の種類の記録媒体を含む)について、重要な点で虚偽であったり、又は誤解を招くおそれのあるものはない。

#### 第6条(株式交換承認総会)

1 甲は、会社法第796条3項の定めにより、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。

2 乙は、平成28年6月10日までに、株主総会を招集し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求め、承認を得る。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、開催日を変更することができる。

#### 第7条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。ただし、相手方の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

#### 第8条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

1 本契約締結の日から株式交換の日までの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙協議のうえ株式交換条件を変更し又は本契約を解除することができる。

2 前項により変更、解除がされた場合、甲及び乙は互いに損害賠償の請求をしない。ただし、甲又は乙の故意、重過失に起因する場合を除く。

#### 第9条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙の協議のうえ決するものとする。

#### 第10条(適用法と管轄)

本契約に関する解釈及び紛争に対しては日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

後日の証として本書面2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年5月13日

甲 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号  
株式会社アクロディア  
代表取締役社長 堤 純也

乙 東京都品川区南品川二丁目4番7号  
ネクスト・セキュリティ株式会社  
代表取締役社長 仲西 敏雄

#### (4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

##### 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、当社は第三者算定機関として株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(以下「ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー」といいます。)に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは、株式価値の算定に際して、当社の株式価値については市場株価法を、ネクスト・セキュリティについては、DCF法、類似上場会社法及び純資産法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

当社は、ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を勘案の上、ネクスト・セキュリティとの間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、前述「(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容



本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 商号     | 株式会社アクロディア               |
| 本店の所在地 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号       |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 堤 純也             |
| 資本金の額  | 現時点では確定していません。           |
| 純資産の額  | 現時点では確定していません。           |
| 総資産の額  | 現時点では確定していません。           |
| 事業の内容  | スマートフォン向けサービス・ソリューションの提供 |

以上

平成28年5月13日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、株式会社エミシア(以下、「エミシア社」という。)の株式を取得し子会社化することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 取得対象子会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 商号     | 株式会社エミシア                  |
| 本店の所在地 | 東京都港区六本木七丁目14番7号          |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 磯上 恵美子              |
| 資本金の額  | 8百万円(平成27年9月30日現在)        |
| 純資産の額  | 16百万円(平成27年9月30日現在)       |
| 総資産の額  | 7百万円(平成27年9月30日現在)        |
| 事業の内容  | オーガニックサブリの販売、オーガニックサロンの経営 |

磯上恵美子氏の本籍姓は門倉姓となっております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

|       | 平成25年9月期 | 平成26年9月期 | 平成27年9月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高   | 0百万円     | 0百万円     | 8百万円     |
| 営業利益  | 0百万円     | 0百万円     | 24百万円    |
| 経常利益  | 0百万円     | 0百万円     | 24百万円    |
| 当期純利益 | 0百万円     | 0百万円     | 24百万円    |

(注) 百万円未満の数値は、切り捨てて表記しております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

|      |            |
|------|------------|
| 資本関係 | 該当事項ありません。 |
| 人的関係 | 該当事項ありません。 |
| 取引関係 | 該当事項ありません。 |

（２）取得対象会社に関する子会社取得の目的

当社では、成長分野であるスマートフォン向けプラットフォームソリューション（スマートフォン向けサービスを実現するプラットフォームの提供）やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）に経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。当社のプラットフォームソリューションの事業展開においては、きせかえtouchやMulti-package Installer for Android等の既存サービスをはじめ、インターホン向けIoTシステムや動画関連サービス等を新たに展開開始し、安定的な収益確保と今後の中長期的な成長基盤の確立を図っております。コンテンツサービスの事業展開においては、複数のソーシャルゲームやアプリの提供を開始し、売上規模が拡大しております。主要なタイトルである「JFA オフィシャルライセンスソーシャルゲーム「サッカー日本代表」シリーズや「野球しようよ ガールズスタジアム」等のスポーツ関連のソーシャルゲームを複数のプラットフォームで展開しております。また、平成28年3月29日には株式会社Xio(東京都新宿区北新宿2-21-1 代表取締役社長 中川 英明)よりゲーム関連事業の一部を譲り受け、現在の当社のコンテンツサービス事業のさらなる成長に向け、売上及び利益を拡大させるとともに当社コンテンツサービスとのシナジー効果を追求し、さらなる企業価値の向上を目指しております。しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。また、当社の既存のソリューションや当社独自のコンテンツによる事業展開だけでは、その成長速度に限界があり、十分な成長が望めない可能性があります。より成長の速度を上げ早期の黒字化を達成し、高水準の利益を実現していくためには、当社の事業分野とシナジー効果のある事業の取得を積極的に進めていくことが不可欠であると考えております。イー・エム・アイ社代表取締役の磯上氏が保有するE's株式会社（東京都渋谷区渋谷3-27-15 代表取締役 土居 孝俊）の既存事業の一部である女性向けのシェアハウスの管理・運用を主軸に行う不動産事業並びに同氏が100%株主である株式会社E・MIRAI（神奈川県横浜市中区羽衣町3-55-1 代表取締役 門倉 直行）と共同保有するエミシア社の既存事業であるサプリメント等のオーガニック製品の販売及びエステサロンを展開する事業を中核に、これらの中核事業を活用した人材紹介・派遣やインバウンド向け商品開発を行い、当社の強みを生かしたスマートフォン向けのアプリやサービス等を連携し、顧客ニーズに応えるサービス創出を図ってまいります。なお、当該新規事業の立ち上げに先立ち、上記中核事業を同氏が保有するエミシア社に再編する予定です。当社は上記中核事業の再編を受けたエミシア社の株式を取得し完全子会社化することを決定いたしました。今後、磯上氏のグループの持つノウハウと当社ソリューション事業の強みを併せてシナジーを最大化することによって、事業成長を図る考えです。これらの事業展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、エミシア社の株式を取得し子会社化することとしました。

（３）取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社エミシアの普通株式（議決権所有割合100%） 130百万円

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                     |                              |                          |
|---------|---------------------|------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第11期)      | 自 平成26年9月1日<br>至 平成27年8月31日  | 平成27年11月27日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第12期第2四半期) | 自 平成27年12月1日<br>至 平成28年2月29日 | 平成28年4月14日<br>関東財務局長に提出  |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年11月27日

株式会社アクロディア  
取締役会 御中

### 監査法人 A & A パートナーズ

|                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 笹本 憲一 印 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 寺田 聡司 印 |

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社の平成27年8月31日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アクロディアの平成27年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アクロディアが平成27年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月27日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹本 憲一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 聡司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディアの平成27年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失254,920千円、当期純損失135,079千円、当事業年度においても営業損失613,212千円、当期純損失924,949千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年10月20日開催の取締役会において、平成27年11月26日開催の第11回定時株主総会に、資本金及び準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認可決された。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平28年4月14日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井幸雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小出敦史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)及び第2四半期累計期間(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アクロディアの平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失613,212千円、当期純損失924,949千円、当第2四半期累計期間においても営業損失127,690千円、四半期純損失166,053千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年2月23日開催の取締役会において、取締役及び従業員に対し、新株予約権(有償ストック・オプション)を発行することを決議し、同年3月9日に払込が完了している。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年3月29日開催の取締役会において、健康コーポレーション株式会社の連結子会社である株式会社X i oが運営するゲーム関連事業の一部を譲受けることを決議し、同日事業譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。